

移動等円滑化取組計画書

令和4年4月1日

住 所

北海道札幌市中央区北5条西2丁目5番地

JRタワーオフィスプラザさっぽろ9階

事業者名 札幌駅総合開発株式会社

代表者名 代表取締役社長 平川 敏彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）現状の課題

当社が管理する「札幌駅バスターミナル」は、北海道新幹線札幌延伸及び札幌駅周辺再開発により、2023年秋に建て替え工事を予定している。そのためハード面は札幌市等の新たな交通拠点整備計画が固まるまで現状維持とするが、ソフト面である旅客支援、情報提供、教育訓練を移動等円滑化基準に適した対策内容で検討することとしたい。

（2）①旅客支援、②情報提供、③教育訓練に関する事項

①ターミナル内巡回、声かけ、バス事業者との連携をとり支援の充実を図る。

②ターミナル内設置のインフォメーションボードによる案内強化を図る。

③高齢者、障害者の方に対し積極的な声かけ、誘導案内等の人的支援の研修や勉強会を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
札幌駅 バスターミナル	北海道新幹線札幌延伸及び札幌駅周辺再開発による建て替え工事が始まるため当面は現状維持とする。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスターミナル内のバリアフリー対応	2023年秋に建て替え工事が開始となるため、現施設の改修工事は出来ないため、新施設での設置を図る。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客支援	バスターミナル内巡回強化を図り、声掛けを行っている。 また、各バス事業者及びJR札幌駅との連携等を図り支援強化の充実を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	2020年度からW i F iを導入、バスターミナル内設置のインフォメーションボードの内容強化を図り向上させる。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練	車椅子等の身体が不自由な方を対象とした、対応方の研修及び訓練を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示等による周知	高齢者障害者等用施設等の適正利用のためポスター掲示等により利用者への周知に努める。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

北海道新幹線札幌延伸及び札幌駅周辺再開発工事に伴い、新バスターミナルではＪＲ等と案内サイン等の案内表示を統一化する。
バスターミナルの利用客の意見を社内共有するとともに、バス事業者とも共有し取り組みの改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページにて計画書を公表。

Ⅵ その他計画に関連する事項

注１ Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２ Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３ Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。